

2024年4月1日

各位

株式会社 北海道銀行

信託業務における新たな代理店業務の取り扱い開始について

ほくほくフィナンシャルグループの北海道銀行（頭取 兼間 祐二）および北陸銀行（頭取 中澤 宏）は、本日付で信託代理店委託契約を締結し、2024年4月15日（月）より北海道銀行が北陸銀行の信託代理店として信託業務の取り扱いを開始することをお知らせいたします。

高齢化社会が進行する中、お客さまの資産承継ニーズは年々高まっており、よりきめ細やかなサービスをご提供するため、グループ内で信託業務に本体参入している北陸銀行との提携により、新たな信託の代理店業務を全道で展開してまいります。

本代理店業務の取り扱い開始により、信託商品のラインナップを拡充し、また、お客さまと直接ご相談やお手続きさせていただくことで利便性を向上させるとともに、ほくほく FG としてのシナジー効果にも繋げてまいります。

今後もお客さまの資産管理・承継ニーズにお応えできるよう、ほくほくフィナンシャルグループ全役職員が一体となり、商品・サービスの充実に取り組んでまいります。

記

1. 取扱商品および開始時期

商品名	商品概要	代理店開始日
ほくほく遺言信託	遺言書作成の相談から、遺言書の保管、相続発生時に遺言執行者として相続手続きの実施まで行う業務	2024年4月15日（月）
ほくほく遺産整理業務	相続発生後に相続人全員から委任を受け、相続人に代わって、相続手続きを代行する業務	
ほくほく遺言代用信託	相続発生時にあらかじめ指定された相続人に対して、簡単な手続きで信託された金銭を交付する商品	2024年7月1日（月） （予定）
ほくほく暦年贈与型信託	家族への生前贈与について、毎年の贈与契約書の作成や振込等の手続きなく、信託された金銭から、毎年、簡単・確実に行うことができる商品	

2. 該当するSDGsの目標



SDGsは Sustainable Development Goals の略称で、2015年に国連で採択された2030年までに達成すべき17の目標と169の具体的なターゲットを定めた「持続可能な開発目標」です。ほくほくフィナンシャルグループは、2019年4月に「SDGs宣言」を表明しました。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

北海道銀行 リテール推進部 加藤・金澤 TEL (011)233-1327
広報CSR室 坂野 TEL (011)233-1005